

議案第104号 説明資料

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用に関する状況</p> <p>(2)～(12) 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用に関する状況</p> <p>(2)～(12) 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>